

案件名称	東京2025世界陸上競技選手権大会 興行中止保険に関する設計と組成の一括発注についての幹事会社及び 共同引受会社選定公募	令和6年9月4日回答
------	---	------------

管理番号	質問項目	質問内容	回答内容
1	公募要領「3 参加資格等」の【オ 本公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者（東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者）。】	A社とB社が同親会社を持ち、左記の参加資格条件に該当する場合のご質問です。 事前にいずれの会社にて応募するか協議が必要であるため、審査項目に係る内容を双方開示し、応募事業会社を決定することで問題ございませんでしょうか。	本公募への参加希望者の関係が公募要領3（1）オの条件（以下「本条件」とする。）に該当する場合に、本条件を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、公募要領8（4）イ及びウの規定に抵触するものではないものとします。なお、本条件に該当するか否かを問わず、公募参加者間において本件公募に関して相談を行うことは、上記の場合を除いて、公募要領8（4）イ又はウの規定に抵触しますのでご留意ください。
2	公募要領6（3）工提出書類【応募時に必要な書類】	公募要領「6 公募申込みに係る事項（3）応募方法 工提出書類【応募時に必要な書類】（エ）3（3）の免許を有することが確認できる書類」について、金融庁のホームページに掲載されている「損害保険会社免許一覧」のリストコピーをもって、確認できる書類として提出しても差し支えないでしょうか。	問題ございません。